

北秋田市教育委員会
令和4年5月定例教育委員会会議録

1. 招集年月日 令和4年5月30日（月）
2. 招集場所 北秋田市役所第二庁舎 第三会議室
3. 開会及び閉会 開会：午後3時05分 閉会：午後4時43分
4. 出席委員 教育長：佐藤 昭洋 委員：佐藤 正俊
委員：佐藤 英樹 委員：蒔苗 隆
委員：藤本 基子
5. 欠席委員 なし
6. 出席職員 教育次長：小坂 竜也 総務課総務係長（書記）：工藤 留理子
総務課長：小笠原 隆 北部学校給食センター所長：笹代 孝徳
学校教育課長：山田 理 義務教育係長：藤田 学
生涯学習課長：小塚 重光 生涯学習係長：中島 礼美
スポーツ振興課長：野呂 雅弘 文化係長：渡辺 靖光
世界遺産推進係長：榎本 剛治
スポーツ係長：松橋 康浩
7. 傍聴者 なし
8. 報告事項 (1) 教育長報告
① 教育長動静
(2) 各課長所管報告
・総務課
① 5月行事報告及び6月行事計画
② あきたリフレッシュ学園
・学校教育課
① 5月行事報告及び6月行事計画
② 学校の状況
・生涯学習課
① 5月行事報告及び6月行事計画
・スポーツ振興課
① 5月行事報告及び6月行事計画

9. 附議案件

- (1) 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 令和4年度北秋田市一般会計補正予算(第1号)の北秋田市議会提出について)
- (2) 議案第25号 北秋田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
- (3) 議案第26号 北秋田市自費検査費用補助金交付要領の制定について
- (4) 議案第27号 北秋田市小中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付要領の一部改正について
- (5) 議案第28号 北秋田市公民館長の任命について

10. その他

11. 会議録

佐藤教育長	ただいまから、5月の定例教育委員会を開会します。 それでは、署名委員の指名をさせていただきます。本日の署名委員は佐藤正俊委員をお願いします。
佐藤正俊委員	はい、分かりました。
佐藤教育長	次に、次第2番「前回委員会会議録の承認」です。事前に事務局から配付されている4月定例教育委員会の会議録の内容について、訂正等がある方はいらっしゃいますか。
委員	ありません。
佐藤教育長	ないということですので、会議録については承認とさせていただきますよろしいでしょうか。
委員	はい。
佐藤教育長	承認とします。 続いて、次第3番「諸報告」です。(1)私、教育長から動静について報告いたします。 1ページをご覧ください。5月6日、大館・北秋田PTA連合会の総会が、プラザ杉の子で行われました。今年度大館・北秋田PTA連合会の会長に、阿仁合小PTAの栗谷会長が就任しましたので報告したいと思います。7日、鷹巣東小、8日、綴子小の運動会がありまして、両校とも雨は降らなかったのですが、綴子小は風が吹いて非常に気温が低い中行われました。子どもたちは一生懸命取り組んでいましたが、ウ

佐藤教育長	<p>イズコロナであることを感じてきました。10日、米内沢小の学校運営協議会がありました。今年、職員を含めて7名のスリムな組織となりました。学校運営協議会の人数は幅を持たせて、何人以内、大体何人程度ということでやっているの、どのくらいの人にするかというのは各学校で決めることにしています。11日から、全国都市教育長協議会研究大会参加のため山口県へ行ってきました。2年間延期となり、KDDI維新ホールを会場に3年ぶりの全国大会でありました。現在、加盟している市が全国805市ありますが、その内、今回は約500人が参加した非常に大きな大会でありました。本県は13市が加盟していますが、内5市が参加し、遠方でしたが出席率は高いと思いました。この大会では、文部科学省の行政説明で国の動向を確認した上で、研究部会に分かれて、私は第2部会（学校教育）に参加したのですが、鳥取県倉吉市の教育長が働き方改革について、また鳥根県大田市の教育長が教育の魅力化ということで、まだ就任して1年しか経っていない女性の教育長でしたが、すばらしい発表でした。協議の中では、部活動の地域への移行が話題になりまして、中学校の部活動がまだ指導要領の中に入っていること自体おかしいのではないかとというようなことから始まって、いろいろと国に対する要望を愛知県内の教育長が話しておりました。2日目の分野別研究発表では、黒石市のまちづくりを視野に入れた統廃合の取り組みの発表があり、大変感銘を受けました。同じ東北の黒石市の発表は、ビジョンがあって非常にすばらしく、もっと早くから話を聞くことができればよかったと感じたところです。山口県は、吉田松陰、高杉晋作、井上馨、伊藤博文など、明治維新の面々が輩出されてきたところなので、「維新ホール」も明治維新の維新ですし、明治維新がここ（山口県）からスタートしたという、のちに佐藤栄作首相が書いたとされる「明治維新胎動之碑」という石碑がありまして、歴史を感じる所でありました。勉強したことを今後生かしていきたいと感じております。16日、藤本委員の2期目の教育委員の任命式がありました。同じ日に国立市の市長が参りまして、教育委員会としては国立市との交流の中で、マタギの地恵体験学習会への参加について話題にしたところです。また、今年度はコロナの状況を見ながら、教職員の交流もできればと意見交換会の中で紹介させていただきました。18日の奨学資金貸付審査会では、ここ数年は年1人の申請しかなかったのですが、今年は4人の申請がありまして、全員貸し付けが決定されましたが、やはりコロナ等の影響で、学生さんも御家庭も苦しいところがあるのかなと感じました。非常に条件がいい貸し付けですので、どんどん活用してもらいたいと思います。19日、高鷹大学の入学式、今年は16人の新入生で、157名の入学式でした。次の日は、阿仁活き活き大学の開講式に行きました。今年は新入生がいなくて残念に思いましたが、45名の方々が活動するということでした。先ほどの総合教育会議でも話しましたが、義務教育学校阿仁学園についてこの場を借りてお伝え出来てよかったと感じています。21日、大館北秋田小・中学校交歓陸上大会がありました。今年度、大館市の長根山陸上競技場が改修工事で使用できないということで、この地域の陸上の大会が全て鷹巣陸上競技場で行われます。長根山と比べると駐車場も広くなくて厳しいところもありますが、当日は鷹巣中の校長も駐車場係に出て、校舎の裏の方にも駐車させて、非常に整然と駐車出来ていて、今回こうやってできれば次回からは来る人たちがわかって駐車できるのではないかと思います。</p>
-------	--

佐藤教育長	<p>23日、前田小の学校運営協議会ありましたが、その前にフラッと訪問をして授業を見てきました。複式の授業も非常に良くできていて、吉田聖子小規模特任教諭が前田小にも生きてきたと非常にうれしく感じました。24日、臨時議会の本会議がありまして補正予算も議決しました。後で報告があると思います。同じ日、仙北市の教育委員会の教育長をはじめ事務局が来庁しましたが、仙北市の配置再編プランを策定するということでした。仙北市は西木村と田沢湖町と角館町が合併したのですが、角館の人口が1番多くて西木村と田沢湖町は面積が広く、住民の意見がなかなかうまくすり合わせが出来なくて大変難儀している、新たに再編プランをつくる室を設けて取り組むところだという話をしておりました。教育長と私は県義務教育課で一緒に仕事をしましたので、来てくれたのだと思います。25日のチャレンジデーについては、後でスポーツ振興課長から報告があると思います。同じ日の文部科学省の制度改革室とのオンライン打合せでは、前にお見せした阿仁地区を紹介した資料を編集した室ですが、今年の8月にオンラインで全国の教育長を対象とした会議をやるので発表してほしいと言われてまして、オンラインだと気軽にできると思い、お受けしたところです。27日、県都市教育長協議会、県市町村教育委員会連合会の会議がございました。中学校の部活動の地域移行について、現状の報告をし合ったほか、ICTの活用とかいろいろな話し合いをしてきました。28日の大阿仁スポーツフェスタは、地域の人たちや参加して本当に温かい形で行われておりました。来年は阿仁合地区の子どもたちや保護者も来てやるのだけれども、今、阿仁地区の3校長で話し合っているのは、運動会は大阿仁小で、学校祭は中学校でやると、義務教育学校阿仁学園として、校舎は別々だが運動会と学校祭は一緒にやりたいと計画しているようです。この後また、計画が煮詰まっていくと思います。29日、鷹巣中は生徒が369人おりますが、力強い体育祭でありました。全校よさこいは、ふるさと餅っこまつりがあれば、そこでも披露させたいぐらいの迫力がある演技が出来ておりました。鷹巣中の場合は、学年ごとに、1年生が競技をやっている時は1年の保護者、保護者が入れ替わって2年生の競技、3年生の競技と、午前中に3回保護者が入れ替わって、最後のよさこいは3年生の保護者だけとしていました。その後、体育祭の様子をYouTubeに配信しています。私も先ほど見ましたが、YouTubeでは上から映像を映しているので全体が見えて、下で見るよりもよく見えました。体育祭、運動会は昨日で市内全部終了したところです。</p> <p>以上私の動静についてお話しましたが、皆さんから質問やご意見ございませんか。</p>
委員	ありません。
佐藤教育長	なければ、次に(2)各課所管事項の報告について、初めに総務課からお願いします。
小笠原総務課長	<p><5月行事報告及び6月行事計画について報告> 資料のとおり。 <総務課報告概要></p>

小笠原総務課長	<p>1. あきたリフレッシュ学園</p> <p>(1) 利用状況 学園生 15 名(中学生 11 名、小学生 4 名)前月比増減なし。</p> <p>(2) 活動内容 資料のとおり。</p>
佐藤教育長	<p>ただいまの報告について、質問や意見などはございませんか。</p> <p>あきたリフレッシュ学園の利用状況で学園生は 15 名ですが、体験入園の子どもも来ていますよね。</p>
小笠原総務課長	<p>はい、小学生 1 名が来ております。</p>
佐藤教育長	<p>他にございませんか。</p> <p>なければ、次に学校教育課からお願いします。学校教育課の報告の中で、職員及び児童・生徒に関する内容につきましては、プライバシーに配慮して内容を非公開としてもよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
佐藤教育長	<p>皆さんの同意をいただきましたので、職員及び児童・生徒に関する内容については非公開で報告します。</p> <p>では、学校教育課長から所管報告をお願いします。</p>
山田学校教育課長	<p>< 5 月行事報告及び 6 月行事予定について報告 ></p> <p>資料のとおり。</p> <p>< 学校教育課報告概要 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童・生徒数 5 月 1 日現在 1,603 名 前月比 1 名減。 2. 学校運営協議会の開催状況について 資料のとおり。 3. 不審者等の情報 なし。 4. クマやサルを目撃情報への対応 なし。 5. 義務教育学校阿仁学園の開校に向けて ・統合準備委員会だよりを発行した。 <p>< 非公開資料説明 ></p>
佐藤教育長	<p>ただいまの報告について、質問や意見はございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
佐藤教育長	<p>なければ、次に生涯学習課からお願いします。</p>
小塚生涯学習課長	<p>< 5 月行事報告及び 6 月行事予定について報告 ></p>

小塚生涯学習課長	資料のとおり。
佐藤教育長	ただいまの報告について、質問や意見はございませんか。
藤本委員	5月27日の米内沢小の田植えは、26日に変更したのではなかったでしょうか。27日が雨の予報で急遽変更したと思いますが、後で確認してみてください。
小塚生涯学習課長	森吉公民館の事業であります。日にちが直近でしたので、情報が入っていなかったかもしれません。確認いたします。
佐藤教育長	他にございませんか。 ないようでしたら、次にスポーツ振興課からお願いします。
野呂スポーツ振興課長	<5月行事報告及び6月行事予定について報告> 資料のとおり。 <スポーツ振興課報告概要> 1. チャレンジデー2022（5月25日）結果 ・北秋田市 参加率59.6% 参加者数17,933人（人口30,112人） ・佐賀県神埼市 参加率58.7% 参加者数18,124人（人口30,891人） 2. 2022北京オリンピックバイアスロン競技出場 立崎英由子展 ・5月30日から8月26日まで、本市出身の立崎選手から寄贈された日本代表公式ウェアなどを市庁舎や各中学校に展示する。
佐藤教育長	ただいまの報告について、質問や意見はございませんか。
委員	ありません。
佐藤教育長	なければ次に、次第4番「案件」に移ります。（1）承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和4年度北秋田市一般会計補正予算（第1号）の北秋田市議会提出について） 説明を各課長からお願いします。
各課長	<承認第4号説明>
佐藤教育長	ただいまの説明について、質問や意見はございませんか。 なければ、原案のとおり承認としてもよろしいでしょうか。
委員	はい。
佐藤教育長	承認とします。

佐藤教育長	次に（２）議案第 25 号 北秋田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について 説明をお願いします。学校教育課長。
山田学校教育課長	<議案第 25 号説明>
佐藤教育長	ただいまの説明について、質問や意見はございませんか。
藤本委員	1 日の（時間の）上限はないのですか。また、この時間はどうやってカウントされていくのか、客観的なものはあるのでしょうか。
山田学校教育課長	1 日の上限は、明確なものはありません。客観的なものは、総合教育会議で話しましたが、勤務時間管理システムにおいてカードを入れますと、打刻で時間が入力されて自動的にその日の勤務時間が出されまして、その先生について月の時間が計算されて出てきます。
藤本委員	1 か月分は、割と簡単に合計されるのですか。
山田学校教育課長	勤務時間管理システムで計算されます。
佐藤教育長	管理職が見るシステムの画面の中で、（時間を超えると）赤く表示されるのでしょうか。
山田学校教育課長	そうです。勤務時間が 1 か月に 45 時間を超えると、赤く表示されます。
蒔苗委員	勤務時間が 1 か月 45 時間を超えた場合の処分の規定などはあるのでしょうか。
山田学校教育課長	そのような規定は現在はありません。
蒔苗委員	管理者に罰則などがあるのですか。
山田学校教育課長	管理者にも罰則規定というのはありません。
蒔苗委員	では、超過した場合は、ただ、そういう事実があるというだけでそれを是正する何か方策というものはないのですか。
山田学校教育課長	是正する方策という明確な法的なものはありませんが、その学校の先生方の時間外在校等時間が多ければ、何かしら業務内容の精査を考えなければいけない部分もあるのだと思いますし、その学校の状態、もっと言うと管理職による学校経営の状態とか、なぜ、そういう時間外がその時期に多かったのかとか、様々な評価の面でも見る

山田学校教育課長	指針となります。そういう視点で教育委員会として見ながら、管理職になぜ多いのか確認し、最終的には（規則に定めた）この時間を目標としてやっていくと考えています。
佐藤教育長	労働安全衛生法や関係法令によると、（残業時間が）月 80 時間を超えると医師による面接指導を受けなければならないというようなことが規定されていますので、私も校長の時にやったことありますが、余りにも（残業時間が）多くなっている職員については、健康を害していないか医者の診断を受けなさい、とそういった指導をすることになります。それは、校長からその職員に対して、医師による面接指導を受けるよう指導することができることになっています。さらに、職員の健康を守るのが法の趣旨ですので、残業時間が多くなっているところには、服務監督者として教育委員会の方で校長に中身を確認して、その原因がどこにあるかというところで、もしかすると、懲戒の対象になるのかも含めて検討することになります。
山田学校教育課長	不適切な指導があったとすれば、そうなること（懲戒処分）も視野に入れていかなければいけないのかなとは思っています。
蒔苗委員	自殺したりする人がいて、損害賠償なり争訟になった場合に、誰が責任を負うのか。訴訟になる前に、教育委員会とか学校とかがどういうことをしなければならないのかということですが。
山田学校教育課長	校長先生方には、先生方の様子を見ながら、時間外在校等時間の様子を一つの目安として、声をかけたりすることを通じて、先生方の精神的なものについてきちんと把握してください、声かけをしてください、と教育委員会として呼びかけているところです。
佐藤教育長	自殺とか病気になった場合には、そこに至るまでの経緯が問われますよね。ですから、しっかりと対応が出来ていたのか調査して、結果によっては処分とかそういったものも考えられていくと思います。それから、賠償責任も当然伴ってくるものとは思いますが。それが職務として命令しているのであればですね。一概に何時間以上だったら懲戒処分の対象になるというのはないのですが、健康を害するようなことに結果的になったとすると、適正な管理監督、あるいは、改善が施されていたかという、そういった視点で見られることは間違いないと思います。そうならないためにも、この規則を定めて一定の時間、これは厚生労働省の方で出した時間に基づいた時間を一つの目安として、健康を保っていきましょうといったそういった規則の制定と捉えていただければよろしいのではないかと思います。次長、それでよかったですか。
小坂教育次長	学校の方から離れてしまいますが、一般職ですと、管理職の命によって時間外勤務が発生しますので、当然、管理監督の目が行き届いている状態でそういう業務が行われて、勝手にその人がやったということは成り立たない関係性が保たれます。その人

小坂教育次長	<p>がそういった業務形態であるということは、常日頃からその状態を把握しているわけですので、上限とされるその時間を超えているようであれば、それに対して、どういった対処ができるかということを検討していくことが求められると思われまますので、恐らくは、教職員についても基本的には同じではないかと考えられます。</p>
藤本委員	<p>保護者仲間でもある先生とお話しした時に、定時に対しての意識というか、（学校に）居るのが当たり前になっていて、その先生は（自分の）子どもが小さくて、定時で帰らないと生活していけないというか、家の事も回っていかないし、自分はその時間でなるべく帰りたいと思っているし、帰るようにしているけれども、家事を他の家族がやってくれていたり、そういった意味で余裕のある先生などは、やはり残りがちというか、定時で帰るという意識もそれぞれ違いがあるというお話しをした時がありました。こういった制限を設けることの他にも、本来の時間で帰られるように、先生方が健康で元気に仕事ができるためにはどうしたらよいか、ということもあるかと思えます。</p>
佐藤教育長	<p>佐藤正俊委員、いかがでしょうか。</p>
佐藤正俊委員	<p>私は定時に帰るということがありませんでした。なぜかという、学校が楽しかったからです。家に帰るより学校で先生方とストーブを囲んで生徒の話をしていることが多かったです。家に帰るのが相当遅かったように思います。でも、私が管理職になってからは、ちょっと問題だなと思ったことはあります。夜 11 時まで学校に電気が点いていることがよくあったので、周りの人からもよく言われました。できるだけ早く帰るようにしなさいと言ったものの、仕事を持ち帰るのは容易ではないです。御飯を食べて一杯飲むと、あるいは子どもの世話をすると眠くなるし、（仕事は）後回しになってしまう。なので、できるだけ学校で仕事をするということがずっと続いたので、今こういう問題になっているのかなと思います。また、遠距離通勤の先生が大変多くなってきていると感じています。以前は近隣在住の先生が多かったので、遅くなくてもすぐ家に帰れていたけれども、今は長い距離を通勤しなければならないし、そういったことも変わらなければという気がします。人事にも関わってくるので大変だと思いますが、今年度のように若い人たちが地元採用されることはとてもいいことだと感じました。</p>
佐藤教育長	<p>若い人たちの感覚も、随分違ってきています。私たちは学校に近いところに宿をとればいいのではないかと思います。北秋田市に採用になったのに、大館市にあえて宿をとっている、そういった若い人たちもいて、近くにいると、例えば保護者に会うのが嫌だとか、一緒に会話するのが嫌だとかそういった考え方の人も聞いています。ですから、あえて、隣の市から通ってくるという選択する人もいて、以前と違った状況にはなっているのですが、この規則を制定して時間について教職員の意識づけを図っていくべきということですね。また、国の流れからも制定しなければならないことになっているのですよね。</p>

山田学校教育課長	その流れという点では、27ページに関係法令として記載しております。国、秋田県といった流れできているものであります。
佐藤正俊委員	先生方からは、何か話が出ていないですか。
山田学校教育課長	先ほどから話題になっていますが、早く退庁しなければいけないために、結局（仕事を）持ち帰ってやらなければならないのではないかと、という意見はあります。組織として業務内容を精選して、先生の業務が偏らないように平準化するとか、先生方自身も時間を意識することによって、ベクトルが業務改善に向かっていくのは事実ですが、委員がおっしゃったようにおしりの時間だけ決められることに対しては、当初は不満が出ていましたが、最近は大分このシステムに慣れてきたのでそういう声はだんだんと聞かれなくなってきました。機会あるごとに、教育長はじめ私も、それについてはお願いしています。
佐藤英樹委員	私は管理職になる前は、授業が終わると部活動を暗くなるまでやって、部活動が終わってから学校でその他の仕事をしてきたという経緯があるのですが、これが制度化されると、小学校はスポ少化されていますが、中学校の部活動の先生方はどうするかという心配もあります。そういう声これから出てくるのではないかと思います。小学校みたいにスポ少化に移行していくという手だてがちょっと遅れているのではないかと思いますので、それを考えながら、現場で進めていただければありがたいと思います。
山田学校教育課長	そのような方向にスムーズに行くように、取り組んでいきたいと思っているところです。
佐藤教育長	中学校の部活動の地域移行も含めて考えていくべき問題だと思います。森吉中あたりはスクールバスの時間もあって、（部活動を）きちっと時間で終わって結構早く帰られているようです。なぜ森吉中が出来ているのか、そういったところも見習いながら、他の学校でも取り組んでいかなければならないのではないかと思います。いつまでも時間があるからとやっているのではなくて。
委員	他にございませんか。 なければ、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。
佐藤教育長	はい。
佐藤教育長	皆さんの同意を得られましたので、原案のとおり議決とします。
	次に（3）議案第26号 北秋田市自費検査費用補助金交付要領の制定について

佐藤教育長	説明をお願いします。説明をお願いします。学校教育課長。
山田学校教育課長	<議案第 26 号説明>
佐藤教育長	ただいまの説明について、質問や意見はございませんか。
蒔苗委員	この期間は決まっているのでしょうか。陽性になってから、復帰までの全ての検査ということですか。
山田学校教育課長	対象者は、陽性になった人ではありません。30 ページの第 4 条に補助対象者を定めておりますが、学校等により自宅待機対象者と特定され、PCR 検査等を実施した生徒が対象となります。
蒔苗委員	濃厚接触者ということですか。
山田学校教育課長	昨年度までは、保健所が小学生も中学生も濃厚接触者を特定していました。学級で陽性者が出ると、座席等を見て、濃厚接触者となる人はこの範囲の人たちになります、と保健所が濃厚接触者を特定していたのですが、中学校については 4 月からそういうのを一切保健所が行わなくなりました。そこで、学校と教育委員会からは私が行って、その陽性となった生徒のクラスでの活動の様子とか座席表を見て周囲にいる人たちを自宅待機対象者という言葉を使って、特定することになりました。その自宅待機対象者の不安を解消し、より精度の高い PCR 検査を受けられるようにするための補助であります。
佐藤教育長	小学生は（濃厚接触者を）保健所が指定するので、全部無料で保健所が検査をしてくれます。中学校は保健所でやらないので、学校がある程度、保健所の基準のようなもので、陽性者の周りの人たちを、濃厚接触者とは言わず自宅待機対象者だというふうに指定します。その陽性者については病院に行くけれども、その他の陽性でない子どもたちについては、自分で無料の検査ができればいいのですが、疑わしいと言われてる子どもたちが、無料の検査場に行っても検査を受けられないわけです。そういう人たちは無料の検査場に来ないでくださいと言われていまして、病院等で有料で PCR 検査を受けることになるということなんですよ。
藤本委員	（資料には）簡易検査キット配布等による、とありますが、その一つ前段階に、市で簡易検査キットは配るといように読み取れますけど、その簡易検査キットではちょっと心配だからもっときちんと検査したい人に補助するということですか。その前に、自宅待機対象者には市から簡易検査キットが配られるのですか。
山田学校教育課長	配りますが、簡易検査キットだと 2 日連続で検査して、5 日目から（学校に）出ることが可能となるので、それでも不安な人やもっと早く登校したいという人、あと

山田学校教育課長	は、家族の仕事の関係上PCR検査を受けなければならない人は自費で受けることとなりますので、それについての補助と考えています。
藤本委員	その前に、簡易検査キットを北秋田市が配るということを前提にしているのですか。36ページを見ると、簡易検査キット配布等による感染拡大防止対策を図る、とありますが、より高度な、となっているので、簡易検査キットを配布するけれどもさらにしっかり検査する人のための補助ということですか。簡易検査キットも配布するのですか。
小坂教育次長	配布します。自宅待機対象者となった人には、その後の対応のためにも簡易検査キットを配布して検査してもらいます。その他に、家族の職場において、そういう状態であれば陰性である証明を出してくださいという所ももしかすればあるかもしれないし、その他いろいろ（陰性の）証明が必要になる事も想定されます。そういった場合にはPCR検査で陰性証明書が出ますので、活用していただきたいということです。
蒔苗委員	治ったということではないのですよね。
小坂教育次長	自宅待機対象者となって、陽性者との接触から4日目、5日目と2回連続検査キットで陰性になれば、自宅待機は解けます。学校に行ってもいいということになります。
佐藤教育長	PCR検査の場合は、
山田学校教育課長	陰性であれば登校できます。治ったという表現ではなく、陰性です。PCR検査をしなければ、目安としては7日間学校を休まなければなりません。PCR検査をして陰性であれば少し早く学校に出られることとなります。
蒔苗委員	PCR検査ですっと陽性が続く人がいるんですよね。それから、病院に入院する人でも、退院のためのPCR検査はやらなくなりました。症状のある人たちに検査するのが他の病気だと普通と思いますが、今までは何でもかんでもやりましようやった傾向がありますが、実情からすると、治ったということがはっきり証明は出来ないのので、症状がなければ復帰していただくとなっているのですが。
佐藤教育長	医学的見地から御指導いただきました。この事業は、この要領を定めて、実際に検査を受けて申請した時には補助しますよということで、保護者が安心して子どもに検査を受けさせるようにしたいというものです。ちなみに（検査の）費用はどのくらいかかるのですか。
山田学校教育課長	自己負担額は、PCR検査は7,000円、抗原検査定性が3,000円、定量は5,600円、その全額を補助するものです。

蒔苗委員	心配だから、何回もやりたいという人に対して、検査回数の制限はないのですか。
山田学校教育課長	今のところ、回数制限は設けておりません。もし、何回も自宅待機対象者になったとしても、その度に検査を受ければ補助します。
佐藤教育長	他にございませんか。 なければ、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。
委員	はい。
佐藤教育長	皆さんの同意を得られましたので、原案のとおり議決とします。
	次に（４）議案第 27 号 北秋田市小中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付要領の一部改正について 説明をお願いします。学校教育課長。
山田学校教育課長	<議案第 27 号説明>
佐藤教育長	前の要領は、学校全体が（修学旅行を）中止した時に生じるキャンセル料を補助するものでしたが、現在は、学校全体が中止や延期した時にはキャンセル料が発生しないような仕組み、発生してもそれを補填するような仕組みになっているようです。今回の改正は、修学旅行は行くのだけれども、ある子どもが参加できないとなった時の、その子どものキャンセル料について対応するといった内容の提案です。
	ただいまの説明について、質問や意見はございませんか。 なければ、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。
委員	はい。
佐藤教育長	皆さんの同意を得られましたので、原案のとおり議決とします。
	次に（４）議案第 28 号 北秋田市公民館長の任命について 説明をお願いします。生涯学習課長。
小塚生涯学習課長	<議案第 28 号説明>
佐藤教育長	ただいまの説明について、質問や意見はございませんか。 なければ、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。
委員	はい。

佐藤教育長	<p>皆さんの同意を得られましたので、原案のとおり議決とします。</p> <p>次に、次第5番「その他」に移ります。(1) 次回の定例教育委員会について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>次回の定例教育委員会は、6月30日木曜日、午後1時30分から、市役所第2庁舎1階 第3会議室、今日と同じ会場で開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
佐藤教育長	<p>(2) その他ですが、何かありますか。</p> <p>特になければこれもちまして、5月定例教育委員会を閉会いたします。</p>

(午後4時43分閉会)